

佐賀県青少年健全育成条例施行規則

制定 昭和五十二年七月二十九日 規則第四十三号
改正 昭和五十六年十月八日 規則第四十一号
昭和五十八年十二月二十四日 規則第六十二号
平成元年十二月二十一日 規則第七十四号
平成二年四月一日 規則第三十三号
平成二年十月十五日 規則第四十八号
平成八年八月七日 規則第三十八号
平成十一年六月十八日 規則第四十二号
平成十二年三月三十一日 規則第五十三号
平成十三年一月五日 規則第一号
平成十三年三月三十日 規則第十六号
平成十四年三月二十九日 規則第二十一号
平成十六年三月三十一日 規則第三十九号
平成十七年三月三十一日 規則第五十五号
平成十八年三月十七日 規則第九号
平成十九年二月二十八日 規則第二号
平成二十年八月十二日 規則第六十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(揭示の様式)

第二条 条例第十二条第三項の規定による揭示は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二十一条第二項の規定による揭示は、様式第二号によるものとする。

(知事が指定する団体等)

第三条の二 条例第十三条第四項に規定する知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものは、次に掲げる団体が十八歳未満の者に対して販売し、又は貸出すことを禁止したものの（十五歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。）とする。

・ 日本映像倫理審査機構

・ コンピュータソフトウェア倫理機構

(自動販売機の設置届出等)

第三条 条例第十五条の二第一項の規定による届出は、自動販売機設置届出書（様式第三号）により行うものとする。

2 条例第十五条の二第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

廣 自動販売機の設置場所を提供している者の氏名、住所及び電

話番号

廣 自動販売機により販売しようとする物品の種類

・ 販売開始予定年月日

3 条例第十五条の二第三項の規則で定める事項は、条例第十五条の二第一項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

4 条例第十五条の二第三項の規定による届出は、届出事項の変更の場合にあつては自動販売機届出事項変更届（様式第四号）、自動販売機の使用の廃止の場合にあつては自動販売機使用廃止届（様式第五号）により行うものとする。

5 条例第十五条の二第四項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書類とする。

廣 条例第十五条の二第一項の規定による届出の場合自動販売機の設置場所付近の見取図及び設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書類

廣 第二項第一号に係る条例第十五条の二第三項の規定による変更の届出の場合第二項第一号の自動販売機の設置場所を提供している者に変更があつた場合において、当該設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書類

(自動販売機届出済証等の様式)

第四条 条例第十五条の三に規定する届出済証は、様式第六号によるものとする。

2 条例第十五条の三に規定する表示は、様式第七号によるものとする。

(勧告の様式)

第五条 条例第十七条及び第十八条第一項の規定による勧告は、様式第八号によるものとする。

(措置命令の様式)

第五条の二 条例第十六条第四項及び第十八条第二項の規定による措置命令は、様式第九号によるものとする。

(遊技業等)

第六条 条例第二十一条第一項の規定による規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

・ 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第一二二号）第一条第一項第八号に掲げる営業を除く。）

廣 設備を設けて客に玉突き、ボウリング又は卓球を行わせる営業

業

・ 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合せて歌唱を行わせる営業

・ 漫画喫茶（その名称の如何を問わず、漫画本の閲覧を主たる

利用の目的とする客のために、相当量の漫画本を備える店舗をいう。）の営業

・ インターネットカフェ（その名称の如何を問わず、インターネットの視聴を主たる利用の目的とする客のために、インターネットを利用することができる端末設備を設置する店舗をいう。）の営業

(医薬品)

第七条 条例第二十三条第五号の知事が別に定める医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

廣 薬事法（昭和三十五年法律第一四五号）第五十条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品で向精神薬以外のもの

廣 エフェドリン、メチルエフェドリン及びこれらの塩類を含有する医薬品

(審議会の会長等)

第八条 条例第二十四条に規定する佐賀県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

(会長等の職務)

第九条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第十条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の二分の一以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十条の二 条例第二十五条第四項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 第九条第二項及び第十条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「副会長」とあるのは、「副部会長」と、「会長」とあるのは、「部会長」と、「審議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第十一条 審議会の庶務は、くらし環境本部において処理する。

(立入調査職員)

第十二条 条例第二十八条第一項に規定する指定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

廣 くらし環境本部の職員

- ・ 教育庁の職員
- ・ 警察官のうち青少年補導担当の職にある者
- ・ 少年補導職員

(立入調査を行う職員の証明書)

第十三条 条例第二十八条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第八条、第九条及び様式第一号から様式第四号までの規定は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年規則第四十一号)

この規則は、昭和五十七年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第七十四号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年規則第三十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則 (平成二年規則第四十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年規則第三十八号)

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年規則第五十三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年規則第一号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年規則第十六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年規則第二十二号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年規則第三十九号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年規則第十六号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年規則第五十五号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年規則第九号)

この規則は、平成十八年三月二十日(日)から施行する。

附 則 (平成十九年規則第二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年規則第六十五号)

この規則は、公布の日から施行する。